

倉吉市議会概要



令和4年版

目 次

I. 市の概要

1. 位 置	1
2. 地 勢	1
3. 気 候	2
4. 面積・土地利用	2
5. 市制施行	3
6. 人口・世帯数	3
7. 産業別就業者数	4
8. 歴 史	4

II. 議 会

1. 議 員	5
2. 常任委員会	6
3. 議会運営委員会	6
4. 特別委員会	7
5. 本 会 議	7
6. 活動状況	10
7. 議会事務局	11
8. 議会図書室	12
9. 報酬・費用弁償等	12
10. 行政視察の受け入れ状況	13

I 市の概要

1. 位置

本市は東経133度49分、北緯35度25分と鳥取県のほぼ中央部に位置し、大阪、京都、神戸からは200kmの圏域にある。



2. 地勢

市域は、県中部4町のすべてと接しており、日本海に注ぐ天神川流域に発達した城下町である。市域中央部は盆地となっており市街地を形成し、北部は日本海沿岸の北条平野に連なっている。



南西部には名泉関金温泉が位置し、大山山麓に及ぶ火山灰大地は主に畑地で、名産二十世紀梨とともに、すいか・メロン・ぶどうなど果菜類、キャベツ・ブロッコリーなど野菜類の産地である。又、東南部は主に山地で、三朝、東郷、羽合の各温泉に隣接し、城跡打吹公園とともに一帯が県立公園になっている。

3. 気 候 (平成31年)

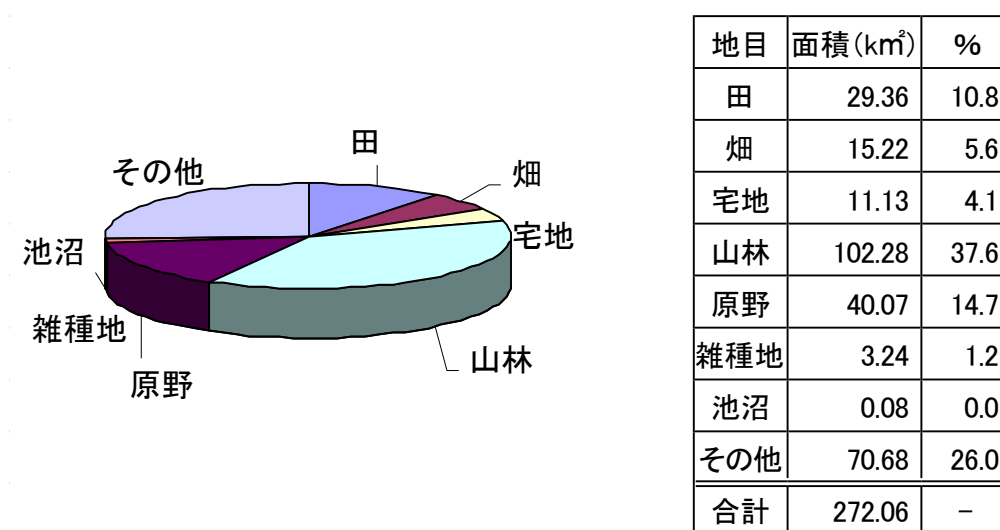
本市の気象は、裏日本式気候といわれる気候区に属する山陰型に区分されている。冬季は、北陸型に属するものの、近年の降雪量は減少しており、四季を通じてしのぎやすい温暖な気候となっている。

年平均気温	15.3℃
年間降水量	1,320mm
年間降水日数	151日
年間日照時間	1,713.0時間

4. 面積・土地利用

(1) 面 積 272.06km²

(2) 地目別面積 (平成31年1月1日現在)



5. 市制施行

昭和28年10月1日

6. 人口・世帯数

(1) 人口 (住民基本台帳 令和3年12月末日現在)

45,574人

男 21,620人

女 23,954人

人口密度 167.5人/km²

(2) 世帯数 (住民基本台帳 令和3年12月末日現在)

20,628世帯

2.21人/世帯

(3) 人口推移 (国勢調査：旧関金町を含む)



昭和35年昭和40年昭和45年昭和50年昭和55年昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年平成27年 令和2年

調査年

7. 産業別就業者数（平成27年国勢調査）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成27年	2,393人	5,310人	15,876人	374人	23,953人
構成比	9.9%	22.2%	66.3%	1.6%	100%

8. 歴史

8世紀奈良時代の伯耆国分寺建立など、古くから伯耆国の政治、文化等の中心をなし、伯耆国司として、万葉の歌人、山上憶良も赴任していた。市街地の西方は伯耆国庁跡及び伯耆国分寺遺跡があり、吉野朝時代には山名師義が打吹城に築城し城下町として、また、県中部地方における農産物の集散地として発展した。

江戸時代には、政治の中心は現在の鳥取市に移り、倉吉は鳥取藩の家老が支配する宿場町として変化したが、商人の活動が活発に行われ、特に倉吉商人が扱った脱穀具「稲扱千刃」は日本の農業史の中で革命的な道具といわれ、幕末から明治にかけて、この千刃の販路を全国的に有する一大生産地となった。

明治22年の町制施行後、昭和4年に上灘村、同26年に小鴨村を合併して倉吉町へと発展。そして同28年、倉吉町を中心に隣接する上井町、上北条村、西郷村、社村、高城村、北谷村、上小鴨村、灘手村の一部の2町7村が合併し市制を施行した。その後同30年に灘手村を加え、平成17年には、南に隣接する関金町と合併して現在にいたる。

Ⅱ 議 会

1. 議 員

(1) 条例定数 17人 (平成25年10月6日執行の一般選挙より施行)

(2) 現員数 16人

(任期：令和3年10月23日～令和7年10月22日)

(3) 会派別議員数 (R3.12.31 現在)

会派名	くらよし	公明党・ 改革新政会 市議団	さきがけ	うつぶき	日本 共産党	こころ
議員数	5	5	3	1	1	1

(4) 年齢別議員数 (R3.12.31 現在)

平均年齢：62.25歳

年齢 (歳)	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79
議員数	1	2	3	5	5

(5) 当選回数別議員数 (R3.12.31 現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
議員数	3	3	3	0	4	2	0	0	0	1

2. 常任委員会

(1) 所管事項、定数

委 員 会	定数	所 管 事 項
総務建設常任委員会	6	総務部、建設部、会計課、上下水道局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の委員会の所管に属しない事項
生活産業常任委員会	5	生活産業部、農業委員会の所管に属する事項
教育福祉常任委員会	6	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項

(2) 任 期 2年

(3) 委員会の公開・非公開

議会改革により公開としている（条例は委員長の許可制）

3. 議会運営委員会

(1) 所管事項

- ・ 議会の運営に関する事項
- ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・ 議長の諮問に関する事項に関する調査
- ・ 議案、請願・陳情の審査

(2) 定 数

6人 ※ 正副議長はオブザーバーとして出席

(3) 任期、委員会の公開・非公開

常任委員会と同様

(4) 委員の選出基準

各会派の所属議員数の比率により按分

(5) 開催時期

定例会については開会日の7～10日前に、臨時会については開会日当日に、会期中は随時開催

4. 特別委員会

(1) 定数、設置年月日、付議事件 (R3. 12. 31 現在)

委員会	定数	設置年月日	付議事件
議会改革推進特別委員会	7	令和3年12月20日	開かれた議会を実現するための調査。
地域の賑わい創出対策特別委員会	5	令和3年12月20日	魅力ある市街地を形成するための調査。

5. 本会議

(1) 定例会

3月・6月・9月・12月の年4回

(平成17年～19年は11月定例会を追加し、年5回としていた)

(2) 会議時間

会議規則により午前10時から午後5時まで

(3) 説明のため出席を求める者

市長、副市長、教育長、代表監査委員及び会計管理者（決算のときのみ）、選挙管理委員会委員長（答弁の必要があるときのみ）、各部長、上下水道局長、監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会事務局長、総務課長

(4) 一般質問・質疑

① 一般質問の形式

会派質問と各個質問の選択制

※会派質問とは各個質問を会派毎に行う形式

② 発言通告受付時期

ア. 一般質問 —— 定例会毎に議会運営委員会で決定するが、概ね開会日12日前まで

イ. 質 疑 —— 原則、一般質問最終日の午後5時まで

③ 質問者数の制限

なし

④ 発言時間の制限

ア. 一般質問 —— 会派質問：1人×25分×会派人数
各個質問：1人25分

(いずれも答弁時間を含めない。)

イ. 質 疑 —— 1議題20分

⑤ 発言回数の制限

ア. 一般質問 —— なし

イ. 質 疑 —— 1議題につき5回

⑥ 発言順位の決定方法

ア. 会派質問 —— 所属人数の多い会派から

イ. 各個質問 —— 発言通告順

ウ. 質 疑 —— 議案順の発言通告順

(5) 予算・決算の審査

① 予 算

所管の常任委員会へ分割付託

② 決 算

所管の常任委員会へ分割付託

(6) 請願・陳情

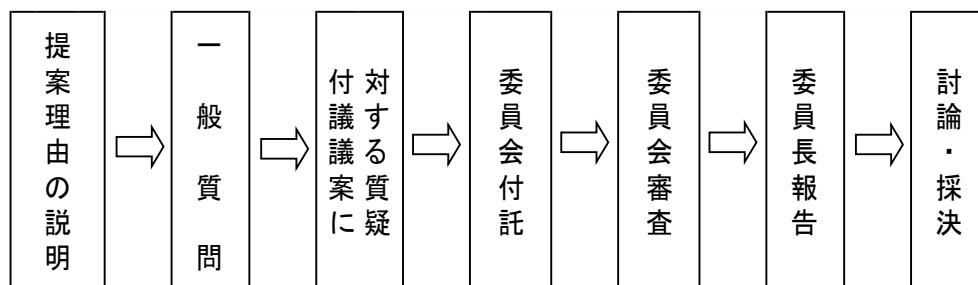
① 請 願

本会議に上程し、紹介議員が説明を行い、質疑のあと委員会へ付託する。

② 陳 情

陳情書の写しを配付し、委員会へ付託する。

《参 考》 定例会のパターン



6. 活動状況

(1) 会議開催状況（令和3年）

区分	会期	会期日数	本会議日数	傍聴者	
定例会	第3回	3月1日 ～ 3月22日	22日	7日	23人
	第5回	6月14日 ～ 6月28日	15日	6日	12人
	第7回	8月30日 ～ 9月15日	17日	6日	25人
	第10回	12月6日 ～ 12月20日	15日	6日	42人
	小計		69日	25日	102人
臨時会	第1回	1月15日	1日	1日	0人
	第2回	2月15日	1日	1日	0人
	第4回	4月19日	1日	1日	0人
	第6回	7月20日	1日	1日	3人
	第8回	10月25日 ～ 10月27日	3日	2日	5人
	第9回	11月9日	1日	1日	3人
	小計		8日	7日	11人
合計		77日	32日	113人	

(2) 議案等審議状況（令和3年）

- ① 市長提出議案 —— 109件
 (内訳：条例27／予算45／決算14／その他23)
- ② 議員提出 —— 12件
 (内訳：条例1／規則2／意見書7／決議0／その他2)
- ③ 請願・陳情
 請願 —— 2件
 (内訳：採択1／不採択1)
 陳情 —— 13件
 (内訳：採択7／趣旨採択2／不採択4／取下げ0／
 審議未了0／継続審査0／その他0)

(3) 委員会開催状況（令和3年）

① 常任委員会

・総務建設 10日 ・生活産業 8日 ・教育福祉 11日

② 特別委員会

・県立美術館整備推進調査 2日

・中心市街地活性化調査 1日

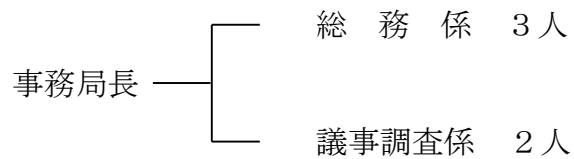
・議会改革推進 1日

・地域の賑わい創出対策 1日

③ 議会運営委員会 19日

7. 議会事務局

(1) 組織・職員数



【定数 6人、現員 6人】

8. 議会図書室

登録蔵書数 752冊（令和3年12月31日現在）

9. 報酬・費用弁償等

(1) 報酬・給料（平成27年1月から）

	月 額
議 長	500,000円
副議長	420,000円
議 員	390,000円
市 長	866,000円
副市長	708,000円
教育長	625,000円

(2) 期末手当（令和3年から）

6月 報酬・給料月額 × 140/100 × 167.5/100

12月 報酬・給料月額 × 140/100 × 167.5/100

(3) 旅 費

一般行政視察 162,000円（年額1人当たり）

委員会行政視察 常任委員会 108,000円（ 〃 ）

議会運営委員会 108,000円（ 〃 ）

特別委員会 31,500円（ 〃 ）

(4) 費用弁償

支給しない

(5) 政務活動費（平成28年度から）

1人月額 20,000円

毎年度4月、在職する議員へ交付

10. 行政視察の受入れ状況

(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

令和3年中の行政視察の受入れ実績はない。

※新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、行政視察の受入れを見合わせとした。